

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書「3. 業務の内容」の「(1) 廃棄物処理施設等の定期検査及び展開検査の一部オンライン化に係る検証試験」について 「実証試験は環境省担当官が指定する施設で行うこと」とありますが、貴省担当官が指定される施設からは既に実証試験を行うことについて承諾が得られており、受託者はご指定の施設と実証試験の実施方法を調整すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	貴省が指定される施設と受託者の間で実施しなければならない手続き（書類の提出等）があればご教示ください。	具体的な手続きは受託者と施設との間で調整いただく必要がありますが、実証試験の実施計画書等は提出いただく必要があると考えています。
3	ご指定の施設のおおよその場所（都道府県等）をご教示ください。	東海地方と関西地方を想定しています。
4	「各実施計画につき実地調査を1回、モデル検証試験を2回行うこと。」とありますが契約締結後、貴省と協議のうえモデル検証試験を1回に変更いただくことは可能でしょうか。 ▶ モデル検証試験を2回実施する場合、1回目の試験結果を踏まえて、2回目の検証試験を行うものと思われます。 ▶ 実地調査にて検証試験に必要なデータを収集いたしますが、実地調査が1回のみの場合、検証試験で利用するデータが1回目と2回目で同様のものとなります。 ▶ 利用するデータが同様の場合、検証試験結果に差異が生まれない可能性が高く、検証試験の回数を1回に変更いただく方がよろしいかと考えています。	仕様の内容の変更については契約締結後に発注者と受注者の間で協議を行うものですが、ご質問のようなモデル検証試験の回数変更は仕様変更の対象になり得ると考えています。
5	「定期検査の各項目について、デジタル技術を活用した遠隔監視、適合性判断の自動化等の導入の可能性について検討し、実現可能性について整理を行う。また、検討の結果を踏まえ、検証試験を行うことが必要な項目を2項目程度決定する。」とありますが仕様書「3. 業務の内容」の「(2) デジタル技術利活用に係る実態調査」にて記載されている最終処分場の外周仕切設備の目視点検や残余埋立容量の測定を、定期検査の検証試験対象として問題ございませんでしょうか。	検証試験の内容については、契約締結後に発注者と受注者の間で確認するものとなります。なお、検証試験を実施することが適切と考える項目について、提案書において提案いただくことは差し支えありません。